

青森家庭裁判所委員会（第39回）議事概要

1 日時 令和6年2月8日（木）午後2時45分

2 場所 青森地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員（50音順、敬称略）

井上貴由、小山田文泰、乙山直美、斉藤尚、齋藤史彦、須藤清明、
中村英晴、古田孝夫、吉田巧

(2) 説明者 丹家裁訟廷管理官、田畑家裁主任書記官

4 議事

(1) 開会

(2) 古田所長挨拶

(3) 協議テーマ

家事調停におけるデジタル化について

(4) 新委員の紹介（敬称略）

乙山直美

(5) 意見交換の要旨（◎委員長、○委員、□説明者）

□ 意見交換に先立ち、家事調停におけるデジタル化についての説明及び、模擬調停の実演を行った。

◎ 模擬WEB調停について、御質問・御感想をいただきたい。

○ 調停委員が裁判所以外の別の場所から出席することは、将来的にあるのか。

□ 現時点で制度が追い付いていないため、今後の課題と考えている。

○ 距離的な時間が縮められるので非常によい制度であると思う。また、スマホやタブレットは、身近なものなので、活用するツールとして非常に良いと感じた。

○ WEB会議は、相手の表情を確認し、調停委員との信頼関係を築きながら、調停を成立に導くのに大変効果的と思う。また、時間短縮にもなると感じる。

- 代理人が付かない人が申立てをした場合に、裁判所からWEB会議の希望について連絡がくるのか。また、WEB会議を希望した際にどのような書類が送られてくるのか。
- 代理人が付いていない方が申立人の事件で、裁判所がWEB会議相当と判断した事件については、裁判所から申立人にWEB会議の希望を伺うことになる。また、申立人がWEB会議を希望した場合、接続マニュアルと案内文書を送付するが、文書には「書面だけで分からない部分は担当までご連絡ください」と案内し、質問等に対応することになっている。

- 機械に疎いと当日まで、「本当に繋がるか、きちんとインストールできているか」と、不安を感じると思うが、照会すれば担当が案内してくれるのか。
- 担当書記官が遅くとも期日の1週間くらい前までにウェブ会議を希望する当事者へWEB会議操作に必要な情報をお知らせする。また、当事者に操作の不安があれば、場合によっては事前に接続テスト等も行う。

- 再入室・ミュート等の言葉は、少し解説を入れたほうがよいと思う。WEB会議の信頼性について、他者からは見られない事を伝えたほうがよいのではと思う。

第三者の同席が難しいということになると、住環境的に参加できる部屋が限られている方はどうなるのか。
- 参加場所となる部屋が限られている方も想定しているが、個別の事案に応じ、裁判官と相談して決める形になると考えている。

なお、小さなお子さんをどうしても預けることができない場合には、お子さんの年齢等も考慮し、当事者の事情も踏まえながら、裁判所の方で許可するかどうか検討することを考えている。

- 通信環境が整っていないために、通信が途絶えたりするなど、進めていくうちに課題が見えてくるのかと思う。企業であればWEB会議操作が得意な人がいるが、個人だと接続マニュアルで対応できるのか不安を感じる。将来的に、裁判所で部屋を用意するのがよいと思う。

- 背景が映ると場所が特定されるのではないかという点について工夫はあるか。
 - 運用上の工夫として、背景から特定されないようにご案内するなどもあるが、事案に応じた方法を調停委員会と考えていきたい。

- 若い人は利用するが、高齢になるほど利用しにくいと思う。

- 同席者を認めない中で、突然の機器トラブルをどうやって回避するのか、多少心配を感じる。
 - 通信トラブルは付き物と捉えているが、どうしても通信回復が難しい場合は、電話会議に切り替えて行うことを想定している。そのため、電話会議に切り替える場合を想定して、電話会議をする際の電話番号もあらかじめ確認している。

- ◎ 本日、委員の皆様からのお話の中で、色々な課題やヒントをいただいた。これを今後、取り入れられるものがあれば、取り入れていきたいと思っている。